

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
5月12日
(火曜日)

目次

- 告示
公金の収納の事務の委託（中山間・地域振興課）……………
- 連携管理保全計画の認可（農村整備課）……………
- 道路の区域の変更（道路整備課）……………
- 公告
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区伊保庄第二換地区）の換地処分（農村整備課）……………
- 防府都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………
- 教委公告
契約の締結……………
- 選管告示
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正……………



山口県告示第二百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金の収納の事務を委託した。

令和八年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
 - 一般財団法人地域総合整備財団 東京都千代田区麴町四丁目八番一号
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

- 三 山口県地域総合整備資金貸付金の元利償還金
指定の日
令和八年三月六日
- 四 委託の日
令和七年十二月一日

山口県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の十一第一項の規定に基づき、連携管理保全計画を次のとおり認可した。

令和八年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称
阿武土地改良区
認可年月日
令和八、四、二七

山口県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年五月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 光上関線
道路の区域

区 間	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
熊毛郡田布施町大字下田布施字土井 一六七五の一〇地先から 同郡同町 同大字字深田 一三三 三の一〇地先まで	最狭 二六・九	最狭 二二・七	六・四 及び 二・七	一、三二六・五 及び	ダブルウェイ
熊毛郡田布施町大字下田布施字土井 一六七五の一〇地先から 同郡同町 同大字字深田 一三三 三の一〇地先まで	最狭 二六・九	最狭 二二・七	六・四 及び 二・七	一、三二六・五 及び	ダブルウェイ

同郡 同町 同大字字深田一二三 三の一地先まで	熊毛郡上関町大字長島字鼓ノ浦一七 四の七地先から 同郡 同町 同大字字先水ケ久保二 七七の五地先まで	熊毛郡上関町大字長島字鼓ノ浦一七 四の七地先から 同郡 同町 同大字字先水ケ久保二 七七の五地先まで	熊毛郡上関町大字長島字中鹿尾一一 〇七の三地先から 同郡 同町 同大字字甲ノ海一一四 六地先まで
新	旧	新	旧
最狭 七二・五・六	最狭 四四・三七	最狭 一〇・〇・〇 及び 一〇・三 五・九 二・八	最狭 一〇・二・八 一〇・三・八
六八四・八	七一四・三	九五・四 及び 七八・九	九五・四
		ダブルウェイ	



(一四七) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区伊保庄第二換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区伊保庄第二換地区の換地処分を次の
とおり行いました。

令和八年五月十二日

山口県知事 村岡 政

- 一 換地処分の年月日
令和八年四月十四日
- 二 換地処分の内容
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区伊保庄第二換地区)換地計画書に記載され
た換地計画のとおり

(二四八) 防府都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による防府
都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつ
たので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供し
ます。

令和八年五月十二日

山口県知事 村岡 政

- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画地区計画 防災・医療連携地区地区計画
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和八年五月十二日

山口県知事 村岡 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁義務教育課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量
やまぐちっ子学習プリントCBT開発業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年四月八日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
スタディポケット株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目一番六号日比谷パークフ
ロント一九階
- 六 契約金額
一億二百八十四万八千九百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令
第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政



山口県選挙管理委員会告示第六十八号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

- 「小郡老人福祉センター」を 小郡下郷一四四〇の一」を
- 「小郡老人福祉センター」〇号 小郡本町二丁目一八番一」に、
- 「柳井田公民館」を 小郡下郷二九〇の四」を
- 「柳井田公民館」五号 小郡柳井田二丁目三番一」に改める。

令和八年五月十二日
発行

発行人
所

山口県知事
庁